

資料編

1 環境行政

資料 1-1 環境行政の推移資料

年 月 日	主 要 事 項
H16. 10. 12	市制施行（人口：105,464人 世帯数：41,648世帯）
H17. 2. 22	薩摩川内市環境審議会設置（21名に委嘱）
9. 1	薩摩川内市一般廃棄物計画生活排水処理基本計画策定
11. 8	蘭牟田池がラムサール条約湿地登録
H18. 4. 1	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定等の告示（市告示第152号（騒音）、第153号（振動）、第154号（悪臭））・・・県からの権限移譲
7. 1	蘭牟田池の外来魚リリース禁止に係る規制開始
9. 19	入来都市計画用途地域の環境基準の類型指定（県告示第1437号）
9. 19	飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定（変更）（県告示第1438号）
10. 10	薩摩川内市一般廃棄物計画ごみ処理基本計画策定
10. 20	新幹線騒音に係る環境基準の類型指定（変更）（県告示第1601号）
H19. 2. 13	薩摩川内市地球温暖化防止実行計画策定
9. 12	薩摩川内市環境基本計画策定
H20. 3. 12	第1次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
3. 28	川内川下流水域（鶴田ダムから河口まで）の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の見直し（県告示第546号）
8. 27	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る市長意見を県知事に提出
H23. 3. 24	第2次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
3. 29	公共用水域に係る環境基準の類型指定（五反田川）（県告示第362号）
3. 31	騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の一部指定見直しの告示（市告示第169号（騒音）、第170号（振動））
4. 14	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定を締結
H24. 2. 10	環境保全条例による規制の対象等について薩摩川内市環境審議会に諮問
3. 30	公共用水域に係る環境基準の類型指定（川内川）（県告示第469号）
3. 30	騒音に係る環境基準の類型指定（市告示第216号）・・・県からの権限移譲
4. 1	川内汚泥再生処理センター供用開始 さつま町へのし尿・浄化槽汚泥処理委託を終了し、入来、祁答院地域分を同センターで処理
5. 21	環境保全条例による規制の対象等について薩摩川内市環境審議会から答申
H25. 3. 25	悪臭防止法に基づく地域の指定等を改正する告示（市告示第125号）
4. 1	薩摩川内市環境保全条例施行（H24.9.13公布 市条例第38号） 薩摩川内市環境保全条例施行規則施行（H24.10.1公布 市規則第34号）
4. 1	さつま町へのごみ処理委託を終了し、入来、祁答院地域の全てのごみを川内クリーンセンターで処理
7. 1	甌島区域の可燃ごみを島外搬出し、川内クリーンセンターで焼却開始
H27. 1. 25	川内汚泥再生処理センター「菜生くんフェア（特別目的会社（SPC）主催）」開催
3. 16	甌島国定公園の指定及び公園計画の決定告示
10. 1	下甌地域のし尿・浄化槽汚泥を島外搬出し、川内汚泥再生処理センターで処理開始
11. 14	蘭牟田池ラムサール条約湿地登録10周年記念イベント
H28. 3. 25	薩摩川内市環境基本計画（第2期）策定
3. 28	第3次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
3. 31	騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の一部指定見直しの告示（全部改正）（市告示第185号（騒音）、第186号（振動））
H29. 4. 1	薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画策定 川内クリーンセンター基幹的設備改良事業管理運営業務（DBO方式、長期包括委託（H29～H52））開始
R 1. 12. 1	騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の一部指定見直しの告示（市告示第551号（騒音）、第552号（振動））
R 2. 3. 31	川内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事完了
R 2. 3. 31	薩摩川内市環境基本計画（第2期 中間見直し版）策定
R 3. 3. 25	薩摩川内市災害廃棄物処理計画策定
R 3. 6. 8	薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言
R 4. 3. 30	第4次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
R 5. 3. 27	騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の一部指定見直しの告示（市告示第189号（騒音）、第190号（振動））
R 6. 3. 29	薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略策定

年月日	主要事項
R 7. 4. 16	薩摩川内市環境基本計画（第3期）策定
R 7. 11. 9	蘭牟田池ラムサール条約湿地登録20周年記念フェスタ

2 大気環境

(1) 環境基準・規制基準

資料 2-1 大気環境に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準の評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	【長期的評価】 年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	【長期的評価】 年間の1日平均のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準(0.06ppm)と比較して評価する。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	【長期的評価】 年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	【長期的評価】 年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン※2	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	【短期的評価】 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)で評価する。 【長期的評価】 1年平均値について評価する。

※1 環境基準の評価は、一般に、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

※2 平成30年11月19日付で0.2mg/L以下から0.13mg/L以下に変更

【光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針】

非メタン炭化水素	午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。
----------	---

資料 2-2 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量 (K値規制方式)

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (Nm³/h)
 K : 地域ごとに政令で定められた数値 (川内地域 : 11.5 川内地域以外 : 17.5)
 ※Kの値が低いほど規制が厳しくなる。
 $H e$: 補正された排出口の高さ (m)

※ K値は、3.0~17.5の間で16ランクに分けられ、小さい値ほど厳しくなる。川内地域は、11.5で16ランク中13ランクにあり、九州では、八代市、水俣市と同じ値。

資料 2-3 ばいじんの排出基準 (抄)

令別表 第1の 番号	ばい煙発生施設	規 模	排出基準 (g/Nm ³)	備 考
1	ボイラー (ガス専焼)	排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.10	
		排出ガス量4万Nm ³ /h以上	0.05	
	ボイラー (液体専焼又は、ガス液体混 焼)	排出ガス量1万Nm ³ /h未満	0.30	
		排出ガス量1万~4万Nm ³ /h 排出ガス量4万~20万Nm ³ /h 排出ガス量20万Nm ³ /h以上	0.25 0.15 0.05	
ボイラー (紙パルプ製造に伴い発生す る黒液専焼及び液体混焼)	排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.30	既設は当分の間0.35	
	排出ガス量4万~20万Nm ³ /h 排出ガス量20万Nm ³ /h以上	0.25 0.15	既設は当分の間0.35 既設は当分の間0.20	
	ボイラー (その他)	排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.30	既設は当分の間0.40
9	焼成炉 (石灰焼成炉のうち土中 釜以外)		0.30	
		焼成炉 (耐火物製造用)	排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.20
11	乾燥炉 (骨材)		0.50	2万Nm ³ /h未満の既設は当 分の間0.60
		乾燥炉 (その他)	排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.20
13	廃棄物焼却炉	焼却能力2千kg/h未満	0.15	既設は当分の間0.25
		焼却能力2千~4千kg/h	0.08	既設は当分の間0.15
		焼却能力4千kg/h以上	0.04	既設は当分の間0.08
30	ディーゼル機関 (重油換算50L/h)		0.10	非常用施設には当分の間 適用しない
31	ガス機関 (重油換算35L/h)		0.05	
32	ガソリン機関 (重油換算35L/h)		0.05	

- 注) 1 「既設」は、昭和57年6月1日 (廃棄物焼却炉は平成10年7月1日) に現に設置しているもの。
 2 廃棄物焼却炉において、「既設」については平成12年4月1日から施行する。
 3 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料 (灯油、軽油、A重油) を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

※g/Nm³ : 温度が0℃であり、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³あたりのばいじんの量 (g)

※Nm³/h : 温度が0℃であり、圧力が1気圧の状態に換算した1時間あたりの排出ガスの最大量 (m³)

資料 2-4 窒素酸化物の排出基準 (抄)

令別表 第1の 番号	ばい煙発生施設	(排出ガス量) Nm ³ /h	排 出 基 準 (ppm)				
			48. 8. 9 までに 設置のもの	48. 8. 10~ 50. 12. 9まで に設置のもの	50. 12. 10~ 52. 6. 17まで に設置のもの	52. 6. 18~ 54. 8. 9までに 設置のもの	54. 8. 10以降 設置のもの
1	ボイラー (ガス専焼)	1万未満	150				
	ボイラー (液体燃焼)	50万 以上				130	
		10万~ 50万	190	180	150		
		4万~ 10万					
		1万~ 4万	230				
		5千~ 1万	250			180 250	180
5千未満	(52. 6. 18 ~ 9. 9 設置のもの)						
9	焼成炉 (耐火物原料製造用)		450				400
11	乾燥炉		250				230
13	廃棄物焼却炉 (連続炉)	4万未満	300				250
13	廃棄物焼却炉 (連続炉以外のもの)	4万以上	—	—	—	250	

注) 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2-5 塩化水素の排出基準 (抄)

ばい煙発生施設	規 模	排出基準 (mg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積2m ² 以上、又は焼却能力200kg/h以上	700

資料 2-6 水銀等の排出基準 (抄)

令別表 第1の 番号	水銀等排出施設	規 模	排出基準 (μg/Nm ³)	備 考
1	ボイラー (石炭燃焼)	燃焼能力10L/h未満 (石炭専焼を除く)	10	既設は当分の間15
		上記以外のもの	8	既設は当分の間10
9	焼成炉	セメント製造用	50	既設は当分の間80
13	廃棄物焼却炉		30	既設は当分の間50

注) 「既設」は、平成30年4月1日に現に設置しているもの。

資料 2-7 一般粉じん発生施設の構造基準（抄）

令別表第2 の番号	発生施設	規模	構造・使用・管理
2	鉱物又は土石の堆積場	面積 1000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバー ・薬液の散布又は表層の締固め
3	ベルトコンベア及び バケットコンベア(鉱物、 土石、セメント)	ベルト巾 75cm 以上 又は、バケットの内 容積が 0.03m ³ 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・コンベアの積込、積降部にフード及び集じん機が設置され、 上記以外の部分に、散水設備又は、防じんカバーの設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置
4	破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石、セメント)	原動機の定格出力 75kw 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・フード及び集じん機の設置
5	ふるい (鉱物、岩石、セメント)	原動機の定格出力 15kw 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置

(2) 測定結果

資料 2-8 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度の測定結果

(単位:ppm)

測定局	年度	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の1日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価	
			時間	%	時間	%					
鹿児島県	環境放射線監視センター	R3	施設廃止								
		R2	0.001	0	0	0	0	0.046	0.003	無	○
		R1	0.001	0	0	0	0	0.057	0.006	無	○
	隈之城	R6	0.001	0	0	0	0	0.054	0.004	無	○
		R5	0.001	0	0	0	0	0.047	0.005	無	○
		R4	0.001	2	0	0	0	0.149	0.005	無	○
		R3	0.001	0	0	0	0	0.050	0.003	無	○
		R2	0.001	0	0	0	0	0.027	0.004	無	○
	寄田	R4	施設廃止								
		R3	0.001	0	0	0	0	0.048	0.004	無	○
		R2	0.001	0	0	0	0	0.100	0.004	無	○
		R1	0.001	0	0	0	0	0.068	0.006	無	○
	薩摩川内測定局 (自動車排ガス測定局)	R6	0.001	0	0	0	0	0.067	0.003	無	○
		R5	0.001	0	0	0	0	0.045	0.004	無	○
		R4	0.001	3	0	0	0	0.178	0.004	無	○
		R3	0.001	0	0	0	0	0.032	0.003	無	○
		R2	0.001	0	0	0	0	0.100	0.004	無	○
	九州電力	久見崎	R4	施設廃止							
R3			0.002	0	0	0	0	0.030	0.007	無	○
R2			0.003	1	0	0	0	0.048	0.007	無	○
R1			0.003	0	0	0	0	0.054	0.009	無	○
水引		R4	施設廃止								
		R3	0.003	0	0	0	0	0.027	0.005	無	○
		R2	0.003	0	0	0	0	0.041	0.006	無	○
		R1	0.003	0	0	0	0	0.064	0.009	無	○
西方		R4	施設廃止								
		R3	0.003	0	0	0	0	0.035	0.009	無	○
		R2	0.003	0	0	0	0	0.034	0.006	無	○
		R1	0.003	0	0	0	0	0.064	0.008	無	○
高城		R4	施設廃止								
		R3	0.002	0	0	0	0	0.034	0.004	無	○
		R2	0.002	0	0	0	0	0.043	0.005	無	○
		R1	0.002	0	0	0	0	0.044	0.006	無	○
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。										
環境基準の評価方法	年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】										

[資料:鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

※評価に必要な日数を満たしていないため、評価対象外

資料 2-9 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の測定結果

(単位: ppm)

測定局	年度	1日平均値 (98%値)	1時間値		環境基準の 長期的評価	
			年平均値	最高値		
鹿 児 島 県	環境放射線 監視センター	R3	施設廃止			
		R2	0.008	0.004	0.029	○
		R1	0.009	0.004	0.032	○
	隈之城	R6	0.006	0.003	0.015	○
		R5	0.005	0.002	0.024	○
		R4	0.006	0.003	0.020	○
		R3	0.006	0.003	0.018	○
		R2	0.005	0.004	0.012	— ※
	寄 田	R4	施設廃止			
		R3	0.003	0.002	0.009	○
		R2	0.004	0.002	0.018	○
		R1	0.004	0.002	0.010	○
	薩摩川内 測定局 (自動車排ガス測定局)	R6	0.009	0.005	0.033	— ※
		R5	0.010	0.005	0.028	○
		R4	0.011	0.006	0.037	○
		R3	0.011	0.006	0.029	○
		R2	0.011	0.006	0.030	○
九州 電力	高 城	R4	施設廃止			
		R3	0.003	0.003	0.011	○
		R2	0.003	0.003	0.012	○
		R1	0.003	0.003	0.011	○
環 境 基 準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					
環境基準の評価方法	年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準(0.06ppm)と比較して評価する。【長期的評価】					

[資料: 鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

※評価に必要な日数(測定時間)を満たしていないため、評価対象外

資料 2-10 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の測定結果

(単位:mg/m³)

測定局	年度	1時間値		日平均値の 2%除外値	日平均値が0.1mg/m ³ を 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の 長期的評価		
		年平均値	最高値					
鹿 児 島 県	環境放射線 監視センター	R3	施設廃止					
		R2	0.015	0.102	0.033	無	○	
		R1	0.016	0.095	0.033	無	○	
	隈之城	R6	0.012	0.082	0.029	無	○	
		R5	0.013	0.097	0.028	無	○	
		R4	0.013	0.081	0.028	無	○	
		R3	0.013	0.083	0.026	無	○	
		R2	0.018	0.080	0.047	無	— ※	
	寄 田	R4	施設廃止					
		R3	0.015	0.101	0.029	無	○	
		R2	0.017	0.136	0.044	無	○	
		R1	0.017	0.071	0.035	無	○	
	薩摩川内 測定局 (自動車排ガス測定局)	R6	0.014	0.146	0.036	無	○	
		R5	0.014	0.135	0.033	無	○	
		R4	0.014	0.095	0.032	無	○	
		R3	0.014	0.093	0.028	無	○	
		R2	0.015	0.117	0.036	無	○	
	九 州 電 力	久見崎	R4	施設廃止				
			R3	0.015	0.150	0.034	無	○
			R2	0.020	0.851	0.074	無	○
R1			0.020	4.993	0.041	無	○	
水 引		R4	施設廃止					
		R3	0.015	0.151	0.031	無	○	
		R2	0.017	1.300	0.045	無	○	
		R1	0.018	0.858	0.045	無	○	
西 方		R4	施設廃止					
		R3	0.012	0.120	0.028	無	○	
		R2	0.015	0.106	0.040	無	○	
		R1	0.014	0.141	0.034	無	○	
高 城		R4	施設廃止					
		R3	0.015	0.453	0.035	無	○	
		R2	0.016	1.330	0.041	無	○	
		R1	0.016	1.408	0.038	無	○	
環境基準		1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。						
環境基準の評価方法		年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】						

[資料: 鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

※評価に必要な日数を満たしていないため、評価対象外

資料 2-11 一酸化炭素(CO)濃度の測定結果

(単位:ppm)

測定局	年度	1時間値		日平均値の 2%除外値	環境基準を超えた日が2 日以上連続したことの 有無	環境基準の 長期的評価
		年平均値	最高値			
鹿児島県 薩摩川内 測定局 (自動車排ガス測定局)	R6	0.3	1.6	0.5	無	○
	R5	0.3	2.6	0.4	無	○
	R4	0.3	9.7	0.8	無	○
	R3	0.2	0.8	0.4	無	○
	R2	0.2	1.2	0.5	無	○
環境基準	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。					
環境基準の評価方法	年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】					

[資料:鹿児島県環境保全課]

資料 2-12 光化学オキシダント(O_x)濃度の測定結果

(単位:ppm)

測定局	年度	昼間(5~20時)の1時間値			
		年平均値	最高値	0.06ppmを超えた	
				日数	時間
鹿児島県 環境放射線 監視センター 隈之城	R3	施設廃止			
	R2	0.03	0.09	37	275
	R1	0.031	0.096	40	232
	R6	0.029	0.089	16	86
	R5	0.029	0.079	27	139
	R4	0.029	0.080	29	135
	R3	0.032	0.101	35	188
	R2	0.041	0.069	3	10
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。				

[資料:鹿児島県環境保全課]

資料 2-13 非メタン炭化水素濃度の測定結果

(単位:ppmC)

測定局	年度	午前6時から9時までの3時間平均値					
		年平均値	最高値	0.20ppmCを超えた		0.31ppmCを超えた	
				日数	割合(%)	日数	割合(%)
鹿児島県 環境放射線 監視センター 隈之城 薩摩川内 測定局 (自動車排ガス測定局)	R3	施設廃止					
	R2	0.09	0.51	11	3.2	4	1.2
	R1	0.08	1.13	7	1.9	2	0.5
	R6	0.04	0.13	0	0.0	0	0.0
	R5	0.05	0.61	1	0.3	1	0.3
	R4	0.06	0.15	0	0.0	0	0.0
	R3	0.07	0.35	2	0.6	1	0.3
	R6	0.10	0.41	16	4.4	4	1.1
	R5	0.11	0.55	28	8.1	7	2.0
	R4	0.15	1.34	55	15.2	11	3.0
	R3	0.14	0.82	50	14.0	9	2.5
	R2	0.14	0.82	49	16.3	12	4.0
	指 針	午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。					

[資料:鹿児島県環境保全課]

※ppmC:炭素成分の容量濃度(エタン(C₂H₆)が1ppm存在する場合、炭素数が2であるから、2ppmCとなる。)

資料 2-14 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 濃度の測定結果

測定局	年度	1年平均値	1日平均値の98%値	1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	測定日数	環境基準の 長期的及び短期的評価	
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(日)		
鹿児島県	薩摩川内 測定局 (自動車排ガス測定局)	R6	9.7	20.5	1	340	○
		R5	10.8	21.9	0	364	○
		R4	11.0	21.2	2	363	○
		R3	10.9	22.3	0	362	○
		R2	12.2	27.9	2	363	○
	隈之城	R6	9.5	20.7	1	363	○
		R5	10.3	21.9	0	364	○
		R4	10.6	21.9	1	363	○
		R3	10.3	22.1	0	361	○
		R2	15.0	33.0	0	20	— ※
環境基準		1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。					
環境基準の評価方法		1年間の測定を通じて得られた1年平均値【長期的評価】及び1日平均値のうち98%に相当する値【短期的評価】を環境基準と比較する。					

[資料：鹿児島県環境保全課]

※評価に必要な日数を満たしていないため、評価対象外

資料 2-15 有害大気汚染物質濃度の測定結果 (年平均値)

測定局	年度	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	1,3-ブタジエン	アセトアルデヒド	
		$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	
鹿児島県	薩摩川内 測定局 (自動車排ガス測定局)	R6	0.020	0.014	0.45	0.042	1.5
		R5	0.005	0.004	0.55	0.036	1.30
		R4	0.005	0.004	0.62	0.044	1.40
		R3	0.011	0.002	0.58	0.057	0.98
		R2	0.002	0.002	1.60	0.130	1.6
環境基準		200	130	3	—	—	
測定局	年度	ホルムアルデヒド	ベンゾ(a)ピレン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	ジクロロメタン	
		$\mu\text{g}/\text{m}^3$	ng/m^3	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	
鹿児島県	薩摩川内 測定局 (自動車排ガス測定局)	R6	1.7	0.030	(0.0004)	0.009	0.64
		R5	1.7	0.074	0.0008	0.0024	0.62
		R4	1.6	0.082	0.0120	0.0040	0.58
		R3	1.0	0.024	0.0010	0.0084	0.49
		R2	2.0	0.090	0.0010	0.0032	1.50
環境基準		—	—	—	—	150	

[資料：鹿児島県環境保全課]

※平均値は算術平均であり、検出限界値未満の数値の場合は、検出下限値の1/2の値を用いた。

() は測定値全てが検出下限値未満であった。

資料 2-16 酸性雨の状況 pH (月平均値)

測定局	令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境保健センター (鹿児島市城南町)	4.20	4.47	4.62	4.89	5.09	4.27	4.07	3.91	4.94	4.68	4.61	4.43

[資料：鹿児島県環境保全課]

(3) 届出状況

資料 2-17 ばい煙発生施設に係る届出数

ア 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設 (電気事業法に基づく施設を含む)		[令和7年3月31日現在]
令別表第1の項番号	施設名	施設数
1	ボイラー (燃料の燃焼能力が50L/h以上のもの)	75
9	焼成炉	79
10	反応炉	1
11	乾燥炉	6
13	廃棄物焼却炉	7
29	ガスタービン	9
30	ディーゼル機関	83
施設合計		260
工場・事業場合計		81

[資料：鹿児島県環境保全課]

イ 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設	
施設名	施設数
ボイラー (燃料の燃焼能力が40L/h以上50L/h未満のもの)	23
工場・事業場合計	22

[資料：鹿児島県環境保全課]

ウ 薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設		[令和7年3月31日現在]
施設名	施設数	
ボイラー (燃料の燃焼能力が40L/h未満であって、個々の燃料の燃焼能力の合計が40L/h以上となるもの)	2	
工場・事業場合計	1	

資料 2-18 一般粉じん発生施設に係る届出数

ア 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設		[令和7年3月31日現在]
施設名	施設数	
コークス炉(原料処理能力50t/d以上)	0	
鉱物又は土石の堆積場(面積1,000㎡以上)	38	
ベルトコンベア及びバケットコンベア(ベルト幅75cm以上、バケットの内容積0.03m³以上)	37	
破碎機及び摩砕機(定格出力75kW以上)	14	
ふるい(定格出力15kW以上)	5	
施設合計	94	
工場・事業場合計	24	

[資料：鹿児島県環境保全課]

イ 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設	
施設名	施設数
鉱物又は土石の堆積場 (面積500㎡以上1,000㎡未満のもの)	9
セメント運搬用ベルトコンベア (幅60cm以上75cm以下のもの)	0
動力打綿機及び製綿施設	6
木材チップ又は木粉の堆積場 (面積300㎡以上のもの)	5
チップパー (定格出力2.25kW以上)	10
碎木機	2
施設合計	32
工場・事業場合計	24

[資料：鹿児島県環境保全課]

施 設 名		施 設 数
鉱物又は土石の堆積場（面積300㎡以上500㎡未満のもの）		1
ベルトコンベア	鉱物又は土石用（幅30cm以上75cm未満のもの）	66
	セメント運搬用（幅30cm以上60cm未満のもの）	0
木材チップ又は木粉の堆積場（面積150㎡以上300㎡未満のもの）		1
木材チップ吐出施設（定格出力3.75kW以上）		2
製材用帯のご盤及び丸のご盤（定格出力7.5kW以上のもの）		26
施 設 合 計		96
工 場 ・ 事 業 場 合 計		18